

～知っ得情報～



消費生活の心得⑥

賃貸住宅の退去時に、高額な補修費用を請求された

《相談内容》

アパートでベッドを移動するときに床の一部を傷つけてしまった。アパート退去時に、床の張り替え費用として50万円を請求された。貸主からは、一部だけ張り替えるとバランスが悪いため、全面張り替えると説明された。支払う必要があるか。

《アドバイス》

相談者には、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、床の修理の場合、平方メートル単位で必要な箇所の補修費用を負担することになっていると説明しました。それを基本にして貸主と話し合うようアドバイスしました。

請求金額
50万円

敷金をめぐるトラブルは、貸主と借主、管理会社が国土交通省のガイドラインを参考にしておく話し合うことが大切です。当事者同士の話し合いで解決できない場合には、消費生活センターや県の県民相談窓口にご相談してください。また、簡易裁判所で話し合う調停、小額訴訟制度などもあります。

人権標語

(中学3年生の作品)

守りたい 君の笑顔と その人権

消費生活の困り事はこちらへ
消費生活センター ☎0848・67・6410

相談員が、解決策を一緒に考えます。

とき 21日を除く月～金曜日9時～12時、13時～16時

ところ 市役所本庁5階

【巡回相談】

とき 14日(金)、20日(木)、28日(金)
14時～16時

ところ 本郷・久井・大和支所

申し込み 相談日の前日までに、消費生活センターまたは商工振興課(☎0848・67・6072)へ

<参考>

○国土交通省ホームページ「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」

アドレス <http://www.mlit.go.jp>

○不動産適正取引推進機構ホームページ

アドレス <http://www.retio.or.jp>

○東部地域県民相談室尾道支所

受付日時 月曜日(祝日・年末年始を除く)9時15分～12時、13時～16時

電話番号 ☎0848・25・2011

○広島弁護士会仲裁センター

受付日時 月・水～土曜日(祝日・年末年始を除く)10時～16時

電話番号 ☎082・225・1600

児童館へおいでよ！

申し込み先 児童館(☎☎兼用0848・67・1123)

リトミックランド

とき 7日(金)・18日(火)①10時30分～11時②11時15分～11時45分

内容 リトミック(音楽遊び)

対象 ①0歳児②7日=1歳児、18日=2～5歳児

定員 各15組 参加費 無料

茶の心～和親庵～

とき 15日(土)①10時15分～②11時15分～

ところ サン・シープラザ(4階)

内容 お茶のお点前

対象 3歳以上の子(未就学児は保護者同伴)

定員 各10人 参加費 250円

親子でチャレンジ

とき 15日(土)10時30分～12時

内容 足のマッサージ

対象 3歳以上の子とその保護者

定員 20組 参加費 無料



親子ストレッチ

とき 19日(水)①10時～10時45分②11時～11時45分③26日(水)10時～10時45分

対象 ①0歳児②1～5歳児③初参加の0歳児とその保護者

定員 各30組 参加費 無料

前期クラブメンバーの募集

クラブ名	とき(4月～9月)	対象(平成26年度中)	定員	受講料
和・アート	第2・4水曜日 15時～	5歳～小学3年生	18人	3,000円
料理	第2日曜日 10時30分～13時	小学生以上	20人	2,500円

申し込み 14日(金)(必着)までに、往復はがきで①クラブ名②住所③電話番号④名前(保護者・子)⑤年齢⑥学年を児童館(〒723-0014城町一丁目18番1号)へ

※応募は1人1枚、1クラブのみ。

※応募者多数の場合は抽選。詳細は、じどうかんだより3月号に掲載。

※ いずれも申し込み先着順です。申し込み受け付けは、1日(土)10時からです。

※ 月曜日は休館日です。